

国際原子力機関（IAEA）第54回総会の結果概要

平成22年10月12日
外務省不拡散・科学原子力課
国際原子力協力室

1. 概要

- (1) 9月20日から24日まで、ウィーンにおいて国際原子力機関（IAEA）第54回総会が開催され、我が国政府代表として海江田万里内閣府特命担当大臣（科学技術政策）が出席した。
- (2) 海江田大臣は、総会初日に一般演説（演説順序は6番目）を行い、我が国の原子力の平和的利用の推進及び核不拡散の強化にIAEAと共に取り組む中で培ってきた知見と経験を途上国支援に一層役立てていくこと等を表明するとともに、「核兵器のない世界」の実現に向けて一層重要性を増しているIAEAがその責務を十分に全うできるよう、加盟国の一致団結を呼びかけ、他の加盟国と協調してIAEAの更なる発展・強化を引き続き支えていく旨を表明した。

2. 主要な議題

(1) 北朝鮮

「IAEAと北朝鮮との間のNPT保障措置協定の実施」に関するIAEA総会決議が賛成多数で採択された（賛成94（我が国他）、反対0、棄権24（エジプト、イラン他））。ポイントは以下のとおり。

- ア 昨年5月の核実験実施を非難。更なる核実験を実施しないよう強く要請。
- イ 安保理決議1718及び1874に基づく義務の加盟国による完全実施の重要性を強調。北朝鮮が累次の決議の下での義務を完全に履行するよう強く要請。
- ウ 北朝鮮がNPTを完全に履行し、包括的保障措置の完全かつ効果的な実施に向けてIAEAと協力するよう要請。
- エ すべての当事者に対し、将来の適切な時期に六者会合を再開するよう共同で努力することを要請。六者会合共同声明の完全実施の重要性を強調。
- オ 北朝鮮がNPT上の核兵器国の地位を有し得ないことを再確認。

(2) 中東におけるIAEA保障措置の適用

すべての域内国に対してNPTへの加入を求めるとともに、IAEA保障措置に関連する国際的な義務の遵守を求める内容の決議が、賛成多数で採択された（賛成120（我が国他）、反対0、棄権6（イスラエル、米国、カナダ他））。

(3) イスラエルの核能力

イスラエルに対しNPTへの加入を求めるとともに、全ての核施設をIAEA保障措置の下に置くことを呼びかける内容の決議案が提出されたが、反対多数で否決された（賛成46、反対51（イスラエル、米国、我が国他）、棄権23））。

(4) 保障措置の強化・効率化

包括的保障措置協定及び追加議定書を締結していない国に対して、可及的速やかな締結・発効及び発効までの暫定実施を奨励し、それらの締結を I A E A が一層支援するよう勧告するとともに、査察の強化・効率化のための国別アプローチによる統合保障措置への移行を引き続き確保するよう事務局に要請する内容の決議が、賛成多数で採択された（賛成 80（我が国、イラン等）、反対 0、棄権 20（インド、パキスタン、エジプト等））。

(5) 原子力技術及び応用

非発電分野においては、マラリア蚊の不妊化、ツェツェ蠅撲滅、食糧・農業における支援強化、ガン治療等の重要性を、また、原子力発電分野においては、原子力発電所導入等に際しての核不拡散、原子力安全及び核セキュリティ確保、原子力人材育成、革新的原子力技術開発の促進における I A E A の活動の重要性等を謳う内容の決議が、コンセンサスで採択された。

(6) 核セキュリティ

核物質及び原子力施設の高いレベルのセキュリティ並びに防護の維持、不法移転に対する措置の重要性等を謳うとともに、核物質防護条約の普遍化に向けた取組を要請し、改正核物質防護条約及び核テロ防止条約の署名・批准促進を訴える内容の決議が、コンセンサスで採択された。

(7) 原子力安全

原子力利用、放射線利用、放射性核物質輸送、放射性廃棄物等に関する原子力安全の重要性を訴える内容の決議が、コンセンサスで採択された。

(8) 技術協力

I A E A 技術協力活動を強化する必要性を強調し、すべての加盟国に対して技術協力基金に完全かつ遅滞なく拠出するよう求めるとともに、後発開発途上国に対する協力の重要性等を謳う内容の決議が、コンセンサスで採択された。

（なお、スワジランドの新規加盟が承認された。今後、同国が批准書又は受諾書を米国（寄託国政府）に寄託し、受領された時に加盟国となる。）

（了）